

ICD講習会中止（延期）に伴う救済措置について（更新者用）

【救済対象者】

2020年度更新該当者

【救済内容】

事前に申し込まれたICD講習会が開催中止になったことにより、申請期日（12月9日）までに単位取得が難しい場合、2021年1月～3月に開催のICD講習会についても今回の更新単位の対象とする。事前申込については、別途必要。

*対象となるのはICD講習会のみです。学術集会参加単位については対象外となりますのでご注意ください。

【申請方法】

- ・『講習会単位不足申請届』を更新書類に同封のうえ2020年12月9日（必着）※までに申請。
- ・講習会参加終了次第、ICD講習会参加証コピーを2021年3月24日（水）※までにICD制度協議会事務局へ提出。（E-mailまたはFAX可）

※期日までにご提出のない場合は、ICD講習会の参加があっても更新辞退とさせていただきます。

註）救済措置で利用したICD講習会（2021年1月～3月）については、次回更新（2025年）の単位として含めることは出来ませんので予めご了承ください。

*『講習会単位不足申請届』については、2020年4月発送の更新書類に同封致しております。新規申請者用は使用出来ません。

《お問合せ》

ICD制度協議会 事務局

E-mail：icd@theia.ocn.ne.jp

☎：03-5842-5845